

○大府市離職退去者用住宅入居事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇（予定を含む。以下同じ。）により、住まいの確保が困難となった者の入居事務について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき、市営住宅へ入居することができる者は、大府市内に居住し、又は勤務している者（勤務していた者を含む。）であって、主たる生計者の解雇に伴い、現に居住している住居からの退去を余儀なくされるもの（住居喪失見込みの者を含む。）とする。

(入居の許可)

第3条 入居の許可については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用として、次のとおり行うものとする。

(1) 入居を希望する者は、行政財産使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ア 入居を希望する世帯全員の住民票の写し（市外に住所を有する者に限る。）

イ 解雇等により住居からの退去を余儀なくされる者であることが確認できる書類

ウ 暴力団員でないことの誓約書

(2) 市長は、申請書を審査し、相当と認めた者には許可を決定し、行政財産の使用について（許可）（第2号様式）を交付する。

(3) 市長は、前号の許可をする場合、必要な条件を付することができる。

(許可の期間)

第4条 前条第2号の許可の期間は、原則として許可した日から起算して6月とする。

ただし、同号の許可を受けた者の事情等により6月を限度に1回に限り更新することができる。この場合において、前条に定める手続を再度行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、別表のとおりとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	種別	使用料（1月当たり）
市営池之分住宅	公営住宅	15,800円
市営平地住宅	特定公共賃貸住宅	27,200円

7 行政財産使用許可申請に当たっての同意・確認

行政財産使用許可申請の入居許可要件の確認のため、私の住民登録状況その他入居の資格に関する事項について、大府市が関係行政機関に調査を行うことに同意します。

また、行政財産使用許可申請を行うに当たり、私及び私の世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。また、該当することが判明した場合は、住宅を返還します。

なお、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、大府市が求める必要な情報及び資料を遅延なく提供するとともに、大府市において当該資料等を愛知県警察本部又は東海警察署へ提供し、意見を聞くことに同意します。

また、私も世帯員も、上記の内容について同意していることを誓約します。

____年 ____月 ____日

____申請者____

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市長 印

行政財産の使用について（許可）

年 月 日付けの申請については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用許可物件
市営 住宅 棟 号
- 2 用途の制限
使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可物件を離職退去者用住宅の用に供さなければならない。
- 3 使用許可期間
使用許可期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 使用料
使用料は、円とする。
- 5 使用上の制限
 - (1) 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - (2) 使用者は、指定する用途以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。
 - (3) 使用者は、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって市長の承認を受けなければならない。
- 6 使用者の費用負担
別表に掲げる費用は、使用者が負担しなければならない。
- 7 許可の取消し
次の各号のいずれかに該当するときは、この許可の取消し又は変更をすることができる。
 - (1) 市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
 - (2) この許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
- 8 許可の取消し等の損害
前記の許可の取消し等により使用者が損害を被ることがあっても、市は、損害を補償

しない。

9 原状回復

- (1) 使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。許可の取消し等により返還する場合も同様とする。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。

10 損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) (1)の場合のほか、使用者は、この許可条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

11 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

12 実地調査及び報告

市長は、必要があるときは、担当職員をして、随時、実地調査をし、その維持管理及び使用に関して必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合、使用者は、当該職員の立入調査等を拒むことができない。

13 疑義の決定

本条件に関し、疑義があるとき、又は使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。